利用可能な手続きを拡充します

電子申請・届出サービスをご利用ください

市では、市民の皆さんが市役所に来庁せず、パソコンやスマートフォンから行政手続きを行うことができる 「電子申請・届出サービス」を拡充します。

次の一覧にある手続きなどが1月20日休から新たに対象となりますので、ぜひご利用ください。

▶利用に必要なもの

- パソコンやスマートフォンなど、インターネットに接続できる機器(通信料は利用者の負担となります)
- ・本人確認が必要な申請や届け出の場合は、公的個人認証サービスの電子証明書が記録されたマイナンバーカードと IC カードリーダライタ (パソコンの場合) が必要になります。また、スマートフォンの場合は IC カード読取機能が付いている必要があります。

▶主な利用可能手続き

手続き名称	本人確認の要否	担当部署
特例転出届(マイナンバーカード所有者の転出届)	要	市民課
国民健康保険限度額適用認定申請	要	保険年金課
国民健康保険被保険者証再交付申請	要	保険年金課
後期高齢者医療被保険者証再交付申請	要	保険年金課
介護保険負担割合証再交付申請	要	高齢者福祉課
犬の死亡届	不要	保健センター
空き家等活用相談の申請	不要	建築開発課
イベント、各種講座の参加申し込み	不要	各所管部署

- ※その他の手続きは、市ホームページに掲載していますのでご確認ください。
- ※4月からは、オンライン決済サービスの導入も予定しており、手数料の納付が必要な各種証明書の交付申請なども順次追加していく予定です。

▶問い合わせ

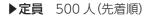
・電子申請・届出サービスの操作方法について

電子申請・届出サービスコールセンター[固定電話から] ☎0120—464—119(無料)または[携帯電話から] ☎0570—041—001(有料)【受付時間】午前9時~午後5時(十・日曜日、祝日を除く)

• **電子申請手続の今後の拡充予定について** 介画政策課行政改革グループ (内線 309・312)

地域共生社会フォーラムを開催します

- ▶日時 1月23日(日)午後1時30分~3時30分(午後1時から受け付け)
- ▶場所 「みらい」文化ホール
- ▶内容 「誰もがお互いに支えあい、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち行田」を目指して、厚生労働省職員や有識者を講師に招き、地域共生社会とは何か、実現に向けてどうすればよいのかなどを皆さんと共に考えるフォーラムを開催します。



- ▶参加費 無料
- ▶その他 新型コロナウイルス感染症の状況により、中止や縮小、内容の変更をする場合があります。
- ▶申し込み 1月18日火までにインターネット「行田市電子申請・届出サービス」から申し 込みください。
- ▶問い合わせ 福祉課地域共生社会担当(内線 285)





令和4年度(令和3年分)の確定申告のお知らせ

▶受付時間 午前8時30分~午後4時(午前9時から相談開始)

※確定申告会場への入場には、当日配布または国税庁 LINE 公式アカウントから事前に取得した「入場整理券」が必要です。

▶閉庁日の相談 2月20日回・27日回に限り、熊谷税務署(熊谷市仲町41)で申告相談を行います。行田税務署での業務は行っていませんのでご注意ください。

国税庁 LINE 公式アカウント

▶注意事項

- 会場ではマスク着用の上、少人数でお越しください。
- 入場の際に検温を行い、咳・発熱などの症状がある方は入場をお断りします。
- •午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。
- ・スマートフォンをお持ちの方は、スマートフォンを利用して申告書を作成していただきます。
- ▶問い合わせ 行田税務署☎ 556—2121(代表)

高齢者向けスマートフォン購入費補助金の 購入対象店舗を拡大しました

令和3年10月1日以降にスマートフォンを初めて購入した65歳以上の方に、端末購入費用(消費税を除く)の3分の2、上限額10,000円(1人につき1回まで)を補助しています。このたび購入対象店舗を市外の店舗まで拡大しましたので、この機会にぜひスマートフォンの購入をご検討ください。

- ▶対象店舗 ドコモショップ、au ショップ、ソフトバンクショップの店舗※家電量販店などでの購入は対象外です。
- ▶その他 令和3年10月1日以降に市外の店舗で購入された方も申請できます(スマートフォン利用講座の受講が必要です)。予算がなくなり次第終了となります。
- **▶問い合わせ** 商工観光課(内線 374・383)

プレミアム付商品券の有効期限が 迫っています

プレミアム付商品券の有効期限が迫っていますので、お持ちの方は早めにご利用ください。なお、利用可能店舗は、市ホームページからご確認ください。

▶利用期間 1月31日/月まで

▶その他

- 商品券の購入申込受付は既に終了しています。
- 商品券の再発行はできません。
- 商品券の払い戻しはできません。
- ▶問い合わせ 行田市商店会連合会☎ 556—8003 または商工観光課(内線 382)

足袋のまち行田!お支払いは キャッシュレス決済でお得にキャンペーン

- ▶対象となる決済方法 auPAY、d 払い、楽天ペイ
- **▶期間** 1月1日(土)~31日(月)
- ▶対象 市内のキャッシュレス還元事業対象店舗で対象 の QR コード決済(支払い)を行った方
- ▶対象店舗 市内の auPAY、d 払い、楽天ペイのいず れかのキャッシュレス決済を導入している店舗で本 キャンペーンのステッカー、ポスターが掲示してある 店舗
- ▶ポイント環元率 決済金額の最大 20 パーセント
- ▶ポイント還元上限 【1回当たりの付与上限】2,000 円相当ポイント

【期間中の付与上限】10,000円相当ポイント(1決済事業者当たり)

キャッシュレス決済アプリでお買い物するまでの 4STEP ①スマホにアプリを入れる

アプリケーションストア (iPhone の方は App Store、Android の方は Google Play) からスマートフォンにいずれかのキャッシュレス決済アプリをダウンロードしてください。

②利用設定をする

アプリ内の手順に従い利用設定をしてください。

③チャージをする

現金や銀行口座などからチャージをしてください。

4利用開始

全ての利用設定が完了したら対象店舗で決済(支払い)してください。

▶問い合わせ 商工観光課(内線 383)